

平成 1 6 年 4 月 1 6 日（金）
午後 2 時 0 0 分から 3 時 4 0 分
宇都宮市役所 1 4 大会議室

第 3 回宇都宮地域合併協議会 会 議 録

第3回 宇都宮地域合併協議会会議録

1 出席者

- ・会長 福田 富一
- ・副会長 猪瀬 成男 手塚 順一 玉生 勝経
- ・委員 小野里 豊 山崎 守男 須賀 万里子 築 郁夫
湯澤 博 高梨 眞佐岐 貝賀 芳夫 松本 清
石川 伍一 稲葉 信子 吉沼 正夫 渡辺 清
江連 俊 藤江 政夫 斎藤 勝 手塚 早苗
福島 邦夫 柴山 昭宣 福田 栄 加藤 幸雄
釜井 傳一郎 南木 昭男 伊澤 茂 中村 祐司
沼田 良

2 欠席者

- ・委員 江連 功 鱈淵 幸三 田村 澄夫

3 出席した事務局職員等

- ・事務局長 横松 薫 ・事務局次長 大林 厚雄
- ・行政経営部長 河原 正明 ・議会事務局長 五井淵 治夫
- ・政策審議室長 手塚 英和 ・行政経営課長 渡辺 孝夫
- ・管財課長 宇賀神 正喜

4 議 事

- 報告事項
 - (報告第5号) 委員の変更について
 - (報告第6号) 宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書の一部を変更する協議書について
 - (報告第7号) 顧問の設置について
- 審議事項
 - (議案第16号) 平成16年度宇都宮地域合併協議会事業計画について
 - (議案第17号) 平成16年度宇都宮地域合併協議会収支予算について
 - (議案第18号) 財産の取扱いについて
 - (議案第19号) 公共的団体等の取扱いについて
- 協議事項
 - (協議第3号) 議会制度について
 - (協議第4号) 市町建設計画について
- その他

○ 協議内容の概要

事務局の進行により本会が開かれる。

はじめに、会長である福田富一宇都宮市長による挨拶が行われ、その後、事務局より出席委員の報告が行われた。(31 名中 28 名出席)

続いて、議長より本会議における会議録署名委員 2 名が指名される。(斎藤委員、柴山委員)

次に、報告事項に移る。

まず、報告第 5 号「委員の変更について」は、宇都宮市の委員 1 名の変更が報告された。

次に、報告第 6 号「宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書の一部を変更する協議書について」説明が行われ、承認された。

報告第 7 号「顧問の設置について」では、前宇都宮市助役の竹原卓郎氏に顧問をお願いしたことが報告された。

続いて、審議事項に移る。

まず、議案第 16 号「平成 16 年度宇都宮地域合併協議会事業計画について」及び議案第 17 号「平成 16 年度宇都宮地域合併協議会収支予算について」は関連があるため、一括して審議が行われた。(原案通り可決)

次に、議案第 18 号「財産の取扱いについて」の説明が行われた。(原案通り可決)

次に、議案第 19 号「公共的団体等の取扱いについて」の説明が行われた。

河内町の福田(栄)委員より、商工会議所と商工会との調整について質問が出され、今後、各団体同士で十分に話し合いをしていただくとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)

上河内町の藤江委員より、「その他の公共的団体等」とは何かとの質問が出され、それは、1市3町で、現時点で把握できなかった団体のことで、それらの団体については、専門部会で調整を図るとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)(原案通り可決)

続いて、協議事項に移る。

まず、協議第 3 号「議会制度について」では、議会の議員定数及び任期の取扱いについて、小委員会の審議状況が説明された。

宇都宮市の須賀委員より、民間も大変厳しい経済状況なので、住民の気持ちを汲み取って議会の定数などについて考えてほしい旨の意見が出された。

次に、協議第 4 号「市町建設計画について」、小委員会で取りまとめた中間(案)について説明された。

「その他」の事項に移り、事務局から住民説明会用のパンフレット、第 4 回協議会の日程が説明された。

ここで、中村委員より議会制度小委員会の情報公開の検討などの意見が出された。

上三川町の松本委員より地域自治制度の進捗状況についての質問が出され、第5回の協議会では説明できるようにしたいとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)

最後に猪瀬副会長より、議会制度について十分な議論の願いがあり、会議終了となる。

午後２時００分 開会

事務局（横松事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから「第３回宇都宮地域合併協議会」を開会いたします。私は合併協議会事務局長の横松です。本日の進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、会議に入ります前にご報告を申し上げます。本日の会議につきましては、副会長を含む委員３１人中２８人の出席をいただいております、協議会規約第９条第２項の規定に基づく委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでははじめに、会議に先立ちまして、宇都宮地域合併協議会会長の福田富一宇都宮市長よりご挨拶を申し上げます。

福田会長

皆さんこんにちは。委員の方々には、年度初めの大変お忙しいところ、お集まりをいただきましてまことにありがとうございます。

第３回宇都宮地域合併協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

現在、全国で１，８９３の市町村が法定合併協議会に参加し、５３５の協議会が設置されております。また、平成１５年度の１年間で２６の市、６つの町が新たに誕生し、本年４月１日にも１１の市が誕生いたしました。県内におきましても、本年２月に佐野市・田沼町・葛生町合併協議会において県内初の合併協定調印式が行われ、平成１７年２月には新しい佐野市が誕生いたします。

当協議会も第３回を数え、より具体的な協議会を進めておりますが、本日は平成１６年度当初でありますので、協議会運営の基本となる事業計画や収支予算をご審議いただくとともに、合併協定項目であります財産の取扱いや公共的団体等の取扱いにつきましてもご審議をいただくほか、協議事項として、議会制度や市町建設計画についてご協議をお願いしたいと考えております。

いよいよ正念場に差し加かってまいりましたが、合併をめぐるさまざまな動きが出ております。地方分権の時代にあつて、そしてまた各自治体の責任と自立という中にあつて、加えて、住民サービスの向上をいかに図っていくのか、住む人々が誇りの持てるまちをどうつくっていくべきなのか、様々な課題を追いながら、合併について動いていくわけでございますけれども、将来あるいは将来世代にわたって必要な選択をぜひしていきたいと思っております。必要のない選択は無理をしてする必要はないと思っております。必要な選択をするに当たって十分な、そしてまた的確な情報を住民に発しているかなければならないと思います。そして住民の声に耳を傾け、議会の中で、あるいはこの協議会の中で、それらを参考にしていく必要がありますし、その間に立っていただく

のは、議員の皆さんであったり、おいでの委員の皆さんであったりするわけでございます。

我々行政も精一杯努力をしまいいりますけれども、必要でないものはやる必要がありませんので、必要なことについては自信をもって進めていかなければならない。そのための協議の場であるというように、この場は思っておりますので、どうぞ活発なご発言をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

事務局（横松事務局長）

では、早速会議に入らせていただきます。

会議の議長は、協議会規約第9条第3項の規定に基づき福田会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（福田会長）

それでは会議に入ります。

会議次第3の「会議録署名委員の選任」をいたします。

本日の会議録署名委員は、上河内町の斎藤勝委員と、河内町の柴山昭宣委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議次第4の「報告事項」に移ります。

会議資料1ページの報告第5号「委員の変更について」、事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

それでは、報告第5号「委員の変更について」ご説明いたします。

協議会規約第7条第1項第2号に基づく委員であります宇都宮市助役 竹原卓郎氏が、平成16年3月31日をもって任期満了となり、後任に高梨眞佐岐氏が宇都宮市助役となりましたので、規約の規定に基づき協議会委員に選任するもので、高梨委員には、地域自治制度小委員会及び市町建設計画小委員会の委員にも就任をいただいております。

なお、新しい合併協議会委員名簿は、お手元にお配りいたしましたので、ご覧いただきたいと思います。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

議長（福田会長）

ただいま事務局から、協議会規約に基づく委員の変更の報告がありました。高梨眞佐岐委員には、前任者に引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、会議資料2ページの報告第6号「宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書の一部を変更する協議書について」、事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

それでは、報告第 6 号「宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書の一部を変更する協議書について」ご説明いたします。

平成 16 年 1 月 29 日に、宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町の各首長が、規約の規定に従い協議して定める事項や、その他必要な事項につきまして協議書を作成いたしました。変更が生じたので、新たな協議書を締結いたしました。

会議資料の 3 ページをご覧ください。協議書第 1 項第 2 号の共通委員である「田村澄夫栃木県地方課長」は、県の組織改編により「市町村課長」に就任されました。

また、同項第 3 号の事務局職員のうち、「事務局長」が、宇都宮市の人事異動によりまして「横松薫」に変更となりましたので、その内容を協議書にまとめ、平成 16 年 4 月 1 日に締結いたしましたので、報告するものであります。

以上で報告第 6 号の説明を終わらせていただきます。

議長（福田会長）

報告第 6 号につきまして、事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

無いうでございまして、報告第 6 号「宇都宮地域合併協議会規約に関する事項等の協議書の一部を変更する協議書について」は、報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは報告第 6 号はご承認いただいたものといたします。

続きまして、会議資料 4 ページの報告第 7 号「顧問の設置について」、事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

それでは、報告第 7 号「顧問の設置について」ご説明いたします。

協議会顧問は、協議会規約第 8 条第 1 項の規定で、「専門的見地から助言・提言等を聴く必要があると認めたときは、顧問を置くことができる。」とされております。

当協議会におきましては、新しい地方分権の時代にふさわしい、全国に先駆けた地域自治制度の構築や、地域特性を十分踏まえた上での速やかな新市の一体性を確立し、新しいまちづくりを推進する市町建設計画の策定を進めておりますことから、地方行政に精通し専門的な知識、豊富な経験、さらには高い見識をお持ちの方から助言・提言等を受けて進めてまいりたいと考え、行政経験の豊富な前宇都宮市助役の竹原卓郎氏に、当協議会の顧問をお願いすることとしたものでございます。

竹原氏は宇都宮市の職員として長年奉職され、宇都宮市助役を退任された後、現在、宇都宮市政顧問をされております。在職中は各種の行政課題に携わり、今回の市町合併問題につきましても、当協議会の委員として、また、地域自治制度小委員会及び市町建設計画小委員会の委員長として多大なご尽力をいただきました。

竹原顧問には、引き続き地域自治制度小委員会及び市町建設計画小委員会にご参画いただき、地域自治制度の構築、市町建設計画の策定に対し助言・提言等をいただき、課題への対応にご尽力いただきたいと存じます。

なお、竹原氏の略歴につきましては裏面にお示ししてございます。

以上で報告第7号のご説明を終わらせていただきます。

議長（福田会長）

ただいま事務局から、協議会規約第8条第1項の規定に基づく顧問の設置について報告がありました。

今回、顧問をお願いいたしました竹原氏は、事務局の説明にもありましたように、市町合併や地方行政に関する問題について、専門的な知識や経験をお持ちの方であります。今後の当協議会へのご支援をお願いしたいと思いますし、事務局報告のとおりご了承いただくことでよろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、会議次第5の「審議事項」に移ります。

はじめに、会議資料5ページの議案第16号「平成16年度宇都宮地域合併協議会事業計画について」及び会議資料6ページの議案第17号「平成16年度宇都宮地域合併協議会収支予算について」は、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

それでは、議案第16号及び議案第17号につきまして、順次ご説明いたします。

まず、議案第16号「平成16年度宇都宮地域合併協議会事業計画について」ご説明いたします。会議資料5ページをご覧ください。

平成16年度宇都宮地域合併協議会の事業計画といたしましては、まず、合併協定項目の協議や各種事務事業の調整のほか、これまで審議してまいりました市町建設計画の策定や地域自治制度の構築など、合併の協定に向けた具体的な協議を行ってまいります。

また、住民への啓発活動といたしまして、これまで行ってまいりました協議会広報紙の発行やホームページによる情報提供のほか、市町建設計画や新市の概要などについて、住民の方々に分かりやすくお知らせするために、合併パンフレットの作成を行ってまいります。

最後にその他といたしまして、合併に関する必要な事業を適宜実施してまいります。

続きまして、議案第17号「平成16年度宇都宮地域合併協議会収支予算について」ご説明いたします。会議資料の6ページ及び7ページをご覧ください。

ただいまご説明申し上げました事業計画案の実施に必要な経費といたしまして、歳入・歳出それぞれ８，０００万円余を計上いたしました。

まず、歳入のうち負担金についてであります。歳入合計額から、この後ご説明いたします補助金、繰越金及び諸収入額を除いた７，４００万円余を協議会を構成する１市３町で負担するものでございます。負担割合につきましては、第１回の協議会におきましてご報告いたしました「規約に関する事項等の協議書」の「経費の負担について」に基づき、均等割につきましては、国から協議会の構成市町に対して補助されます５００万円とし、残りの額を人口割として按分し計上いたしました。

次に、補助金についてであります。これは栃木県市町村合併推進支援補助金制度によります合併協議会に対する補助金として５００万円を計上いたしました。

次に繰越金についてであります。平成１５年度からの繰越金といたしまして１００万円を計上いたしました。

また、諸収入につきましては、預金利子額として１，０００円を計上しております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。次ページをご覧いただきたいと思います。

まず、協議会の運営費についてでございますが、会議費といたしまして２６７万円余を計上いたしました。主なものといたしましては、１節の報酬に協議会及び小委員会の委員報酬といたしまして２４０万円余を計上いたしました。

次に、事務局費といたしまして６２４万円余を計上いたしました。主なものといたしましては、１３節の委託料に、臨時職員の派遣委託料といたしまして４３３万円を計上いたしました。

次に、事業費についてでございますが、事業推進費といたしまして７，１００万円余を計上いたしました。主なものといたしましては、１３節の委託料に市町建設計画の策定に伴う資料作成や協議会広報紙の発行等にかかわる経費のほか、専門的な分析を必要とする電算システムの統一調査にかかわる経費といたしまして７，０９８万円を計上いたしました。

また、予備費といたしまして１０万円を計上いたしました。

以上で議案第１６号及び第１７号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（福田会長）

事務局の説明が終わりました。質疑、ご意見等をお願いいたします。

合併パンフレットというのは、これ（「市町合併とこれからのまちづくり」）ですか。

事務局（大林事務局次長）

本日お手元に配布しておりますパンフレットのほかに、協定を締結した後に、建設計

画を盛り込んだパンフレットを作る予定になっております。

議長（福田会長）

これは今年度予算のものですか。

事務局（大林事務局次長）

今回配布したパンフレットにつきましても、今年度の予算の中に入っております。

議長（福田会長）

オレンジ色のパンフレットは？

事務局（大林事務局次長）

それは「協議会だより」でございます。

議長（福田会長）

今日お配りしてあります「市町合併とこれからのまちづくり」の資料は、今年度予算の中から支出して作成したものだそうであります。今後、市町建設計画などを刷り込んだものを配布する予定だそうであります。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

無いようでございますので、お諮りいたします。

議案第１６号「平成１６年度宇都宮地域合併協議会事業計画について」及び議案第１７号「平成１６年度宇都宮地域合併協議会収支予算について」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第１６号及び議案第１７号は、原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料９ページの議案第１８号「財産の取扱いについて」、専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

総務専門部会長の河原でございます。合併協定項目の議案の説明をいたします前に、別冊参考資料の１ページをご覧くださいと存じます。

合併協定項目の審議の状況を一覧表にまとめたものでございます。本日の協議会におきましては、その他の協議事項の１０番の財産の取扱い、次ページの１６番の公共的団体等の取扱いの２項目をご審議いただくものであります。

なお、承認済みの協定項目はこれまで８項目でございます。

それでは、ただいま議題となっております議案第１８号「財産の取扱いについて」ご説明いたします。元の資料に戻りまして９ページをご覧くださいと存じます。参考資料は先ほどの３～９ページまでを併せてご覧ください。

議案の内容ですが、本文中に記載のとおり「上三川町、上河内町、河内町の財産、権利及び義務を含む財産は、すべて宇都宮市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

詳細についてご説明いたします。参考資料３ページをご覧くださいと存じます。

財産の状況ですが、財産については、地方自治法に規定された財産項目により、平成１４年度の１市３町の決算をもとに平成１５年３月３１日現在で集計したものでございます。

まず、１の公有財産のうち、(１)の土地・建物は記載のとりの状況でございます。

(２)の山林については、宇都宮市と上河内町が保有しており、上河内町山林には県立白楊高校との分収契約林などがあります。

(３)物権では、都市下水路敷地の地上権を宇都宮市が保有しているほか、温泉権を宇都宮市と上河内町が保有しております。

(４)の無体財産権は、宇都宮市の著作権や出版権でございます。

(５)の有価証券は、宇都宮市の株券でございます。

(６)の出資による権利については、１市３町とも出資金及び出捐金があります。

次に、２の物品については、各市町の決算書に登載された１件５０万円以上の品目を集計したものでございます。

３の債権については、宇都宮市及び上三川町の奨学資金や住宅資金の貸付金でございます。

４の基金については、１市３町とも現金や土地を保有しておりますが、宇都宮市ではそれ以外に有価証券や基金林を保有しております。

先進事例につきましては、参考資料８ページの(１)に記載のとおり近年の編入合併の事例として新潟市などの例を記載しておりますが、ほぼ同様な協定文となっております。

また、同ページの(２)の関係法令につきましては、地方自治法第２３７条及び２３８条の抜粋を記載させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 18 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ご意見、ご質問等をお願いいたします。なお、参考資料は 9 ページまで説明が終わったということでございます。

物品の内訳で、1 件 50 万円以上と書いてありますけれども、参考資料 6 ページのその他の物品として、宇都宮市と上三川町 608 点というのは何ですか。上河内町とか河内町は数え間違っていないですか。

事務局（宇賀神管財課長）

その他の物品でございますが、これにつきましては OA 機器とかピアノ等が含まれております。ですから、ここに集計されている以外に数多く種類があるわけですが、それについては、その他ということで挙げております。

議長（福田会長）

河内町と上河内町はゼロになっていますが、ないのですか。

事務局（宇賀神管財課長）

50 万円以上のものは、決算では記載がなかったということでございます。

議長（福田会長）

各町の決算書ですか。

事務局（宇賀神管財課長）

はい。

議長（福田会長）

財産の台帳で、50 万円以上のものと。

事務局（宇賀神管財課長）

はい。

議長（福田会長）

ピアノとか OA 機器だそうです。

ご意見ございませんか。専門部会では、この件についてはもめたところはなかったのですか。私の意見のこれが通らなかったというところがありましたら、委員の皆さんこの場でどうぞ。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第１８号「財産の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは議案第１８号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、会議資料１０ページの議案第１９号「公共的団体等の取扱いについて」、専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

議案第１９号「公共的団体等の取扱いについて」ご説明させていただきます。参考資料１０～１５ページも併せてご覧ください。

まず、議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「公共的団体等については、地方自治法第１５７条に規定する総合調整権に基づき、新市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。なお、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。」というものであります。

詳細についてご説明いたします。参考資料１０ページをお願いいたします。

１市３町における公共的団体等の主な例として、幾つかの団体を掲載させていただきました。参考資料１３ページ、(１)先進事例につきましては、新潟市の例のほか５市の例を記載させていただきました。

また、１４ページ(２)の関係法令につきましては、記載のとおりですが、合併特例法第１６条第８項では、長期間にわたり合併関係市町単位で各種の公共的団体が存続することは、新市の一体性確立の面からも好ましくないため、合併に際して、その区域内の公共的団体等はその統合整備を図るよう努めなければならないとされております。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第１９号につきまして、専門部会の説明が終わりました。ここでご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。はい、福田委員。

福田（栄）委員（河内町）

１１ページ２０番の商工会議所、商工会の件についてお尋ねしたいと思います。

宇都宮市と３町とでは、(宇都宮市は)商工会議所、３町は商工会ということで内容がかなり違うと思いますが、これらの各３町の商工会のご意見等、あるいは今後の進め方

は小委員会でどの程度進んでいるのかお尋ねしたいと思います。

議長（福田会長）

はい，事務局。

事務局（渡辺行政経営課長）

商工会議所と商工会との意見調整についてでございますが，小委員会におきましては，それらの団体とは調整しておりません。この法定協議会におきまして合意が得られましたならば，その後，所管課を通じて各団体に統合するように働きかけてまいりたいと思います。

ただ，商工会議所と商工会につきましては，現在，法律改正が審議されておりまして，これまでは合併時におきまして統合するような形で，暫定的に，統合するまではそれぞれ存立という形でございましたが，現在の法案改正の中身につきましては，特別な事情がある場合にはそれぞれ存続してもいいという形での改正案となっております。

福田（栄）委員（河内町）

確認したいのですが，そういうことであれば，各町の商工会の意向を十分尊重するという方向に持っていける可能性はございますか。

議長（福田会長）

はい，事務局。

事務局（渡辺行政経営課長）

はい，商工会と商工会議所につきましては，各団体同士で十分に話し合いをしていただきたいと思います。

福田（栄）委員（河内町）

それでは，これからの検討課題ということでよろしいですね。分かりました。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。はい，藤江委員。

藤江委員（上河内町）

参考資料の１２ページですが，調整の方向性はこのとおりで私は理解，賛同するものですが，例がありまして，３３番「その他」で「その他の公共的団体等」とございます。これは列記するのが大変なので，ここで一括りにして「その他」としたものが，あるい

は、当然その意味もありますが、ここに列記できなかったものは、例は思いつかないのですが、町独自にあるもの等は、調整の方向性から外れる、一体性を疎外する可能性があるということで、単独で独自に行く方向性しかないのかどうか、その辺を１点お聞きしておきたいと思います。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（渡辺行政経営課長）

「その他」でございますが、私どもで把握しきれなかった部分、ということでございます。といいますのは、公共的団体がたくさんございます。ここに挙げましたのは１市３町で現在把握している団体ということで載せております。

議長（福田会長）

はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

了解いたしました。１つだけ思いついたのですが、各町に、例えば農業者団体で認定農業者協議会というものがございます。ということになれば、当然３３番の中に一つは入ると意味に理解してよろしいでしょうか。会の性格等が正確に分からなければ、そのようなものも含めて……。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（河原行政経営部長）

多分、認定農業者の団体は宇都宮市にもあると思いますが、これは任意の団体という位置付けではなかったでしょうか。それらにつきましては、農務でしたら農務の専門部会がございますので、その中で調整を図っていただくということでお願いしております。

全体ではまとめきれないものにつきましては、いろいろな団体がございます。宇都宮市にしかないもの、１つの町にしかないもの。それらにつきましては、それぞれの専門部会で方向性を見出していきたいというのが原則でございます。

藤江委員（上河内町）

ただいまのものは一つの例として申し上げたので、その他幾つかあるとは思いますが、それは専門部会等であるということですが、単独でしかないという場合は、任意でやってい

くか、当然この方向性から外れると理解してよろしいですね。

事務局（河原行政経営部長）

１つしかない団体と申しまして、それぞれの市なり町なりの実情で、その団体がある部分を担っている場合もございますので、それは専門委員会ですら十分に必要性を認めた場合には存続させるということでございます。

藤江委員（上河内町）

ありがとうございました。

議長（福田会長）

現時点で把握している団体であり、なおかつ、法律の規定に基づいて設置されているものが３２という捉え方でいいのですか。

事務局（渡辺行政経営課長）

１２ページの欄外を見ていただきたいのですが、ここに書いてあります団体等につきましては、法律に根拠があるものということでございます。ここに入っていないものは、自主的に作られた団体でございます。

議長（福田会長）

それが３２ですか。

事務局（渡辺行政経営課長）

含めまして、３２ということです。

議長（福田会長）

整理しますと、１２ページの欄外に箇条書きにかぎ括弧で３つありますけれども、これらは法律に基づく団体、１０～１２ページは法律に基づくもの、基づかないものを含めて３２団体。しかし、まだこの後あるかもしれないということで「その他」として記載しておきます。

ただ、藤江委員からお話のありました認定農業者会、これは宇都宮市にもありますけれども、こういった農業関係、商業関係、工業関係の団体については、専門部会の中で改めて調整していく、ということで進めていくそうでございます。

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第１９号「公共的団体等の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

それでは、議案第19号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、会議次第6の「協議事項」に移ります。

会議資料11ページの協議第3号「議会制度について」は、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、議会制度小委員会に付託しております。現在の小委員会の審議状況を小委員会事務局から説明させ、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。それでは事務局の説明を求めます。

事務局(五井渕議会事務局長)

議会制度小委員会事務局の五井渕でございます。資料に基づきましてご説明させていただきます。12ページをお開き願いたいと思います。

議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、下の表のとおり、任意協議会の時代に2回、法定協議会になって2回、合計4回これまで審議を重ねてきているところでございますが、未だ結論を得ていない状況にございます。このため、本日は、これまでの審議の内容及び審議における主な意見等についてご報告させていただくものでございます。

13ページをご覧いただきたいと思います。2として「基本的な考え方」とございますが、定数及び任期の基本的な考え方ということで、(1)基本原則で、1つ目の点に記載してありますとおり、宇都宮地域における合併の方式は編入合併とするということで、任意の第3回協議会、第1回法定協議会において確認されているところでございますが、編入合併でいく場合、宇都宮市議会議員につきましては全員在任し、上三川町、上河内町、河内町の議会議員につきましては全員失職するというのが、編入合併の場合の基本原則でございます。

(2)は、急激に状況が変化することに対する激変緩和のために考慮すべき事項として、合併特例法では、市町村の合併に伴う議員の数及び議員の身分について一定期間特例を設けることができるとされておりまして、定数特例及び在任特例の制度が設けられているところでございます。

この内容等については、また後ほどご説明したいと思いますが、定数特例は、(1)でご説明いたしました基本原則を崩すことなく、一定の数を定数に上乘せできるものでございます(合併特例法第6条)。また在任特例は、(1)の基本原則に対する特例で、編入される市町村の議員が合併後も引き続き全員議員として在任することができるとされているものでございます。

4つ目の点は、これら基本原則あるいは激変緩和事項等につきまして、小委員会がこ

れまで議論している姿勢を記載したのですが、編入方式による基本原則を議論のベースとしながらも、こうした合併特例法による特例的措置の適用も選択肢の一つとして審議を行っている旨、記載したものでございます。

次に14ページ、3の「議会制度小委員会における審議状況」ですが、小委員会では、ただいまご説明いたしました定数特例、在任特例などを適用するケース、また合併後新定数で選挙を行う方法など、いろいろなケースを念頭に審議、議論を行っているところでございます。

この後、審議の状況等についてご説明いたしますが、参考資料16ページをお開きいただきたいと思います。「協議第3号」と右肩に記載した資料でございます。「市町村の合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（編入合併の場合）」をご覧くださいと思います。

この資料では、議員の定数及び任期、選挙の実施時期等について、16～19ページにわたって7つのシミュレーションのパターンを示したものでございます。こういった内容を小委員会の中で示しながら、議論を重ねてきたところでございます。

まず16ページ1に、「地方自治法による原則を採用する」という括りがございます。1つ目は、編入する自治体の議員の身分に変更はなく、編入されることにより法人格が消滅する自治体の議会の議員は - ここには「議会は」とございますが、「議会の議員は」ということです - すべて失職となるのが原則である。先ほども申し上げましたが、地方自治法による原則はこんな形になっております。

2つ目の点は、宇都宮地域の1市3町の枠組みにおいて、合併いたしますと人口が約7万人増加する見込みでございます。50万人を超えるわけですが、50万人を超えますと地方自治法第91条第2項、この規定は都市の人口規模により議会の定数上限を定めるものでございますが、50万人を超え90万人以下の場合は議員定数を56人以内で定めることができます。上限が56人と定められているわけですが、1市3町が合併しますとこういう状況になります。これにつきましては、新市の議会の判断によりまして、議員定数を56の範囲内で増加させて、いわゆる増員選挙を行うことができることになっております。

3つ目の点は、増員選挙を行う場合に選挙区を設けることができるという記載でございます。

こういった地方自治法による原則を採用して行う場合ということで示したものが、シミュレーション1と2です。

シミュレーション1は、今、前段でご説明しました増員選挙を実施しない場合のシミュレーションですが、増員選挙を実施しないということです。地方自治法の原則にのっとって通常どおり事を進めていく、言ってみれば改めて記載するまでもないパターンですが、平成17年4月以降45人の宇都宮市の議員が在任し、3町の議員は失職するものです。宇都宮市の今の任期の後、平成19年4月に改めて定められる定数56人

以内で一般選挙を行うものでございます。

17ページのシミュレーション2は、合併後速やかに定数56人以内で増員選挙を行う場合のシミュレーションパターンです。合併後、宇都宮市の議員45人は全員在任となり、例えば56人一杯でとる場合、11人の選挙を新市において選挙区を設けて行うパターンを示したものでございます。19年4月まで2カ年の期間をあけて、その後は改めての定数の中で一般選挙を行っていくものを示したものです。

なお、この後もずっと同じ形のものを示しておりますが、それぞれのパターンの最下段に年額〇〇百万円と数字を示しております。この数字は、それぞれのパターンでやった場合、議員定数に応じて必要となつてまいります報酬等の年額を示したものでございます。参考にご覧いただきたいと思います。

17ページ中段からは、「合併特例法」における特例を適用するものでございます。この特例は定数特例と在任特例がございます。定数特例は、合併時において1度もしくは2度適用することができることになっているもので、現行定数に一定の算式に基づいて定数を上乘せして選挙を実施するものでございます。

具体的なパターンの中でご説明していきたいと思います。シミュレーション3ですが、合併後速やかに定数特例を適用して、選挙を行うものでございます。現在の宇都宮市の45名にプラスすること7名。この7名については、18ページのシミュレーション4の下に書いてございます。「定数特例を適用した場合の各町における議員定数は以下のとおりとなる。」ということで、上三川町3人、上河内町1人、河内町3人と記載してございます。これは「宇都宮の現在の定数/宇都宮の人口×各町の人口」という一定の計算式で、前回の国勢調査を基にはじき出すもので、その結果、記載のとおり3人、1人、3人という数字が出てくるものでございます。この合計が7名でございます。

17ページのシミュレーション3にお戻りいただきたいと思います。合併後速やかに7名をプラスした52名の定数で選挙を行う。ただし、宇都宮市の議員はそのまま在任となりますので、7名はそれぞれの町ごとに選挙区を設ける。今の上河内町、河内町、上三川町それぞれに選挙区を設けて、1名、3名、3名の定数で選挙を行うものでございます。このシミュレーション3は、その後2年の経過を経た後は一般選挙に移っていきます。

18ページのシミュレーション4ですが、これは、ただいまご説明いたしました定数特例による選挙を、合併時に行い、2年後にさらに、合併後の最初の選挙（平成19年4月の選挙）において、もう一度定数特例を適用するものでございます。その後は56人以内と書いてございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、56人以内で、改めて定められた定数による一般選挙を行っていくものでございます。

シミュレーション5ですが、これは在任特例を適用する場合のシミュレーションでございます。3町の議員全員が宇都宮市の残任期間である平成19年4月まで特例的に在任するものです。在任特例を適用いたしますと、現在の宇都宮市の議員45人、プラス、

3町の議員合計56人、計101名の定数を設けて、平成19年4月まで101名の議員が在任していくものでございます。その後は一般選挙に移っていくことを示したものでございます。

次に、19ページのシミュレーション6は、ただいまのシミュレーション5の在任特例を平成19年4月まで適用した後、その次の選挙において、先ほどシミュレーション3、4でご説明した定数特例を適用するパターンでございます。

3 新市の議会を解散し、新たな議員定数による選挙を行うというのですが、これは在任する議員がいるかどうかということではなく、すべてが退任するといいますが、具体的には2つ目の点に記載してございますとおり、現在の宇都宮市の議員45人が合併当時においては在任するけれども、新たな定数を定めた後に自主解散した場合のパターンを示したものでございます。したがって、下の表のとおり平成17年3月末に合併した場合、平成17年4月以降は45人が在任し、3町の議員は失職するものですが、これは平成17年4月の1～2カ月後の平成17年5月もしくは6月ごろ、つまり新定数を定めた後1～2カ月後に解散をして、新たな定数のもとに全体で一般選挙を行っていくパターンを示したものでございます。

本資料の14ページにお戻りいただきたいと思います。ただいまご説明したような7つのパターンに基づきましていろいろ議論を重ねてきているところですが、未だ結論に至っておりません。

2つ目の点に記載してございますが、基本的な方向としては、何らかの特例的な措置をとることが必要であるとの議論がなされてきているところでございます。

また、14ページ3の3つ目の点は、付記した程度のものでございますが、定数あるいは任期の案件に限らず、この小委員会では新市議会のあり方や議会改革の取り組みの必要性についても議論をしているところだという旨を記したものでございます。

次に、以下の表の中にまとめておりますが、議論の中で出ております主な意見についてご説明いたします。

左側は議員定数の取扱いのパターンを示したもので、右側に主要な意見を落としてございます。

「在任特例を適用する。」ことについての意見ですが、在任特例を適用することについての肯定意見として4つほど落としてございますが、「急激に町の議員の数が減少するのは問題がある。町の住民の意見反映がなされなくなる懸念がある。市町建設計画の執行経過を見守る必要がある。全国でコスト面での批判があるが、コスト増は一時期を捉えたときの問題である。また、議員間の報酬に格差を設ける方法も考えられる。」という内容のものでございます。

また、これに対する否定意見といたしましては、「意見反映のために全員の在任が必要であるか疑問がある。101人の議員から成る議会づくりは、新市において適切ではない。議員数やコスト面から住民の理解は得られない。議員間の報酬に差異を設けること

は、議員の役割を勘案すると適切ではない。住民の理解が得られない方法であり、在任特例は適用しないことを先に決めるべき。例え在任特例を決めても住民運動によって再協議となることもありうることを認識すべき。」という意見が出されているところでございます。

15ページをお開き願いたいと思います。次に、「定数特例を適用する。」ことに対する意見でございます。肯定意見ですが、「新市全体として概ね住民1万人に対し議員が1人となり、公平な代表性の確保の観点から適切である。コスト面でも合併による効果を引き出すことができる。」という意見でございます。

また、これに対する否定意見といたしましては、「在任特例と比較し、大幅に3町の議員数が減少するものであるため問題がある。合併前の旧町の出身議員が計7人ということになり、7人のみの意見が果たして反映されるのか懸念がある。」というものでございます。

次の欄は、「いずれかの特例を適用する。」ということについてです。何らかの特例が、激変緩和のために必要ではないかということですが、肯定意見として、「3町の住民の意見反映のために必要である。3町の住民や議員の不安を解消する方策が必要である。」これは在任特例、定数特例とかということでは言うものではなく、何らかの特例が必要なのではないか、今の45名の定数のままでいいということではないという意見でございます。

最後の枠内の、「新市の議会を解散し、新定数で選挙を行う。」ものに対する意見ですが、肯定意見としては、「精神的に限りなく新設方式に近いやり方を探ることにより、3町の議員の理解を得ることができ、コスト面からは住民の理解を得ることもできる。」という意見でございます。

否定意見といたしましては、「編入方式の原則を勘案すると、現実的な方法ではない。」というものでございます。

以上が、これまで4回を重ねた審議の中で議論されている主な意見でございます。

4の今後の審議方針ですが、本日この協議会にご報告させていただいたわけでございますけれども、今後、協議会委員の皆様の意見あるいは住民の皆様の意見等を踏まえ、勘案しながら、今後さらに審議を小委員会として重ねていきたい。その上で改めて本協議会にご報告してまいりたいと考えているところでございます。以上で説明を終わります。

議長（福田会長）

議会制度小委員会の審議状況につきまして、事務局の説明が終わりました。説明を聞いてもなかなか難しいものであります。ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。はい、須賀委員。

須賀委員（宇都宮市）

私は住民の一人としてこの協議会に参加させていただいております者ですが、私がお会長の仰せつかっております宇都宮市の社会福祉協議会におきましても、大変厳しい財政状況が続く中で、職員の方たちや地区社協の会長さんたちと一緒に、住民福祉の向上に努力をしているところでございます。

これまでこの合併協議会に出席をさせていただきまして、市町村合併は一番の行政改革の手段だとお聞きしております。この行政改革を進めて、その努力によって得られた財源を住民の皆さんの幸せのために使うことは、大変大事なことでないかと私は感じております。

また、新聞等では、よその県では合併特例法によりまして巨大な市議会が誕生したなどという記事も拝見いたしますので、今大変民間も厳しい経済状態でもございますので、ぜひ住民の皆さんの気持ちをお汲み取りいただきまして、議会の議員定数などについてお考えいただければありがたいというのが、率直な意見でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。それでは、ただいまの説明の中で一番最後の今後の審議方針ということで、現段階におきましては審議が未了であるため、本報告に対する住民の意見、宇都宮地域合併協議会の委員の意見等を勘案し、さらに十分審議を重ね、改めて報告することとすると記載されております。小委員会ですらに議論を深めていただき、ただいまの須賀委員のような意見についてもご配慮を賜れればと思うところでございますが、委員の皆さんからご意見はございませんか。

それではないようでございますので、ただいまご協議いただきましたご意見を基に、議会制度小委員会の委員の皆様方には引き続きご審議をお願いしたいと思います。

続きまして、会議資料１６ページの協議第４号「市町建設計画について」は、市町建設計画の策定を、市町建設計画小委員会に付託しております。現在の小委員会の審議状況について、小委員会事務局から説明を求めます。

事務局（手塚政策審議室長）

それでは協議第４号「市町建設計画について」、現在の協議状況についてご報告申し上げます。

３月１日の協議会に引き続きまして、３月２９日に小委員会を開催し、その後４月７日の幹事会を経て、現在の間（案）をまとめてきたところでございます。

資料の１８ページをお開きいただければと思います。３月１日の協議会におきましては、１８ページの目次でございます各項目のうち、「財政計画」までご提案申し上げたところでございます。本日はこの目次の一番目の「新市の施策の大綱」の一部、「地域

別計画」「県事業の推進」「財政計画」におきまして、前回から比べまして一部変更がございました。の「計画の推進方策」につきましては、本日新たに提案するものでございます。

それでは、36ページをお開きいただきたいと思います。前回と比較いたしまして、「土地利用の基本方針」におきまして一部変更を加えてございます。資料のうち波線を引いてある部分が変更点でございます。

2の「土地利用の基本方針」のうち、「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが必要である。」都市としての一体性の確保の観点から付け加えた文言でございます。

(1)の一番下段の2行、「このため、新市域全体で適正規模の区域区分（市街化区域と市街化調整区域の線引き）を行うとともに、開発許可制度等の適正な運用を行う。」都市計画区域として設定した上で、市街化区域と市街化調整区域の線引きを行うということを加えたものでございます。

37ページ(3)の2番目の点ですが、前は「東谷・中島地区と瑞穂野地区」という形でしたが、「瑞穂野地区」から「テクノパークかみのかわ（多功南原）」に切り換えたところでございます。瑞穂野につきましてはほぼ充足しておいて、今後拡充が見込まれるテクノパークかみのかわ（多功南原）の方に、事業内容につきまして変更したところでございます。

続きまして38ページ「新市の施策の大綱」のうち、2の「一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造」のうち、(2)の4)と5)で、潤いや安らぎのまちづくりを進める上で「緑の拠点づくりを推進する」、災害等に対する安心したまちづくりを進めるための「消防力を充実する」を施策の大綱に加えたものでございます。

次に39～43ページは、先ほどの施策の大綱ごとにそれぞれの施策の内容について記載した資料ですが、前回から波線のついている部分は新市全体に影響のある事業、及び、前回までは割合ハード的な事業が多かったものですからソフト的な事業を付け加えた訂正の内容でございます。各ページ1～2カ所程度変更となっております。39ページが1カ所、40ページも1カ所、41ページが2カ所、42ページが2カ所。それぞれ変更点に波線が付いておりますのでご参照いただければと思います。

次に、44ページ以下の「地域別計画」でございます。45ページをお開きいただければと思います。前回との変更点につきましては、宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町の1市3町それぞれのまちづくりの目標、地域の目標像を加えることによって、それぞれの地域の住民が、自分たちのまちがどういうふうになっていくのか分かりやすくするための地域の目標像を付け加えたところでございます。宇都宮地域におきましては「高次な都市機能を備えた 魅力とにぎわいのある地域」、46ページの上三川地域におきましては「居住環境・産業基盤が整った 明日の活力を育む地域」、47ページの上河内地域におきましては「自然と人が共生し 安心して暮らせる活力あふれる地域」、48

ページの河内地域におきましては「水と緑に囲まれ やさしい居住空間にあふれる住みやすい地域」、こういった地域の目標像をそれぞれ掲げたところでございます。

さらに、前回と異なりますのは、それぞれの地域の中の主要な施策事業を、一つずつ体系に応じて落とし込んでいったところでございます。主要事業等につきましては、波線のところが追加点でございます。

50ページ「県事業の推進」です。

2の「栃木県の事業」におきましては、前はそれぞれの施策ごとに事業名を記載しておりましたが、事業名を加えながら文章化を図ったところでございます。

続きまして52ページ、「財政計画」におきましては、前回お示ししましたが、財政計画の策定方針で、53ページの財政収支計画の考え方については、前回はご議論いただいたところですが、これらを踏まえまして、55ページの計画表は今回追加になったものでございます。16年度から26年度までの、新市におきます財政収支の見通しでございます。歳出部分の一番右端、「17～26計」の欄をご覧くださいと思います。歳出合計は全体で1兆7,000億円余を見込んだところでございます。その金額の2行上の投資的経費、これは道路や学校、公園等のいわゆるハード的な事業に投資する経費ですが、2,000億円余を見込んだところでございます。その下の501億円は合併特例債を発行した上で事業に充ててはどうかと見込んだ金額で、501億円という金額は計算上最大限発行できる起債額ということで計上した金額でございます。なおこの特例債の事業につきましては、17年度から20年度まで4年間に集中的に投資してはどうかと計算上、計画したところでございます。

次に56ページをお開きいただければと思います。建設計画の推進方策について、今回追加したものでございます。市町建設計画につきましては、新しい宇都宮のまちづくりの基本指針となるもので、これらをどのように推進していくか、その考え方を示した部分でございます。

1の「地域の個性・特性を伸ばす体制の拡充」におきましては、上三川・上河内・河内地域におきましては、地域自治を推進する拠点としての地域行政機関としての設置及び地域の総意を行政に反映させる住民代表組織をそれぞれの地域に設置して、地域の個性・特性を伸ばしていきたい。宇都宮地域におきましても、地区市民センターを地域のまちづくりの総合的な機関として機能を拡充していきたい。このようなことによりまして地域の個性・特性を伸ばしていきたいと考えているところでございます。

次に、この計画におきましては、2にありますように「パートナーシップ型まちづくりの推進」ということで、市民、事業者、市民団体といった様々な主体と一体となってまちづくりを進めていく必要があります。そのための協働のルールづくりを行いながら市民、事業者、民間団体、そして行政が一体となってまちづくりを進めていく手法をとっていきたい。

3番目ですが「計画の具体化と変化への対応」ということで、この市町建設計画を10

年間の基本方針という形でつくってまいりますが、さらに自治体の行政運営の拠り所となる総合計画を策定することになります。その総合計画をさらに具体的に進めていく上で、各分野の計画や総合計画の実施計画 - 具体的な事業をどういったスケジュールで、どういった内容で、どういった事業量で行っていくか - こういった計画をつくっていくことになりますが、この計画を通してそれぞれの事業については具体的に進めていきたい。さらに、いろいろな事業を進めるに当たりまして、先ほどご説明申し上げました合併特例債や合併特例基金といった合併に伴う財政優遇措置を効果的に活用してまいりたい。

さらに、今後の社会状況や市民ニーズの変化等に柔軟に対応するために、時代の変化に対応した戦略的な施策展開に努めてまいりたい。このような内容を記載したところでございます。

資料の説明は以上でございます。よろしくご協議をお願いします。

議長（福田会長）

市町建設計画につきまして、事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

最後の５６ページのところで、「計画の具体化と変化への対応」という３番目の項目があります。市町建設計画を「本計画」と表現していますけれども、本計画を受けて、合併後速やかに基本構想、基本計画を盛り込まれた総合計画を策定する必要がある。そしてそれに基づいて、その後の年度ごとの実施計画を作っていくことになるということで、具体的な事業の詳細な盛り込みのある総合計画実施計画の前に総合計画を策定し、その前段として今回、市町建設計画を策定する、こういう段取りになるわけでございます。各町あるいは本市におきましても、市町建設計画の中に具体的な事業を一つ一つ盛り込んだ方が、住民説明会などで説明しやすいという声はお聞きはしておりますけれども、書き込めるものと書き込めないものがあるということでございます。ただ、どうしてもそれが必要だというものについては、首長同士が合意書を交換するとか、あるいは別な計画を用意するといった方法があるものと思っております。これから具体的な計画を一つ一つ詰めていくに当たりましては、様々なご意見がぶつかり合うわけですが、なるべくそれらのご要望に応えられるように、本計画の中に盛り込まれない場合でも、別なものに盛り込むような手法も取り入れながら、進めていければと考えているところでございます。

どうぞご意見をお願いいたします。

それでは無いようでございますので、ただいまご協議をいただきました件につきましては、今後、市町建設計画小委員会の委員の皆様方に引き続きご審議をお願いしたいと思います。

次に、会議次第７「その他」に移ります。事務局から何かあればご説明願います。

事務局（大林事務局次長）

それでは事務局からご連絡を申し上げます。予算審議のときに、お手元の「市町合併とこれからのまちづくり」というパンフレットについてお話しさせていただきましたが、お手元のパンフレットにつきましては、4月下旬より各市町で住民説明会を行う予定となっております。したがって、住民説明会の資料としてこれを用いて住民の方々にご説明するものでございます。そういった中で、住民の方々に合併に対するご理解を得たいと考えております。

もう1点、今後のスケジュールについてでございますが、第4回の法定合併協議会を、平成16年5月31日（月曜日）午後2時より、本日と同じこの会場で行う予定となっております。委員の方々には追ってご通知を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（福田会長）

今回は5月31日ということでございますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様方の中から、その他で何かございますか。沼田先生、中村先生、何かご意見はございませんか。では、中村先生。

中村委員（共通委員）

私は小委員会は議会制度小委員会の方を務めさせていただいているのですが、非常にデリケートというか難しい点があると思います。過程をあまり見せない形で、結論が出て、そこから納得していただく形ではなくて、意見の違いも含めて、プロセスの部分をどんどん情報公開していければということを、非常に希望しております。

それから、市町建設計画小委員会にも属しておりますが、合併特例債等々いろいろな財源がございますし従来のものもございますので、どの財源を使っているいろいろな箱物等に充てていくのか。

それから、合併しないという想定のもとで計画していた総合計画で従来1市3町がやっているものであっても、本当に必要なかどうかを一つ一つ見直して、もう一度大切に吟味して、場合によってはそれを取り下げることも含めて検討していけたらと考えております。

議長（福田会長）

中村先生のご意見を各小委員会、専門部会で生かしながら議論を進めていただければと思います。

ほかに委員の皆様からございませんか。はい、松本委員。

松本委員（上三川町）

ただいまの市町建設計画はおおむね理解できるところでございます。また、各地域で住民に説明会なども行われることになってまいりました。そのために私、1つだけ。

もう一つの地域自治の方も、ある程度煮詰めて一緒に説明していった方が、住民に理解していただけると私は考えるのですが、地域自治制度の方はどの辺まで行っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（横松事務局長）

当然、地域自治制度は、それぞれの地域においてどのようなものをしていくかというところでございます。その内容等については、大きく分けまして、新市となったときに、基本的に計画もの等は本庁でやるべきだろう、また地域の住民サービスが向上できるようなものについては住民に身近なところで実施していくべきだろうという整理を今、しているところでございます。その辺の明確な区分けにつきまして今、審議・調整しているところです。

今回の住民説明会と一緒に出ればいいなというご意見でございますが、それについてはもう少し時間がかかるのかなと考えているところでございます。

議長（福田会長）

いつごろまでに可能ですか。

事務局（横松事務局長）

6月あたりの協議会を目途に進めているところでございます。

実際に、それぞれの地域において、財源等も含めてどのぐらいまでの財源がいくのか、業務内容の明確化等の詰めがございますので、6月あたりの協議会にお出ししていきたいと考えているところでございます。

議長（福田会長）

ということは、次の第4回には間に合いませんが、第5回の協議会の中では説明できるようにしていきたいということだそうです。そのようにしてまいります。

松本委員（上三川町）

ありがとうございました。私も、昨年6月の任意協議会から出させていただいており

ます。昨年にもお話ししましたが、私たちは上三川町でございますから編入される側でございます。私が聞いた範囲の話では、このように理解しております。各町が地域の特性を生かして、独自に必要な一つの形をつくっていくのですよという話も聞いておりますので、私は昨年から一般町民に話をしております。ですから、この話もできないと、住民説明会をしても先に進まないと思います。そう思ったものですから、ただいま発言させていただきました。ぜひとも早めをお願いしたいと思います。

議長（福田会長）

はい、かしこまりました。ほかにございませんか。はい、猪瀬副会長。

猪瀬副会長

上三川町の猪瀬でございます。もう時間も過ぎましたので終わりにしたいという気持ちでございますが、少しお願いいたします。

協議会資料の協議第3号の議会制度につきましては、これだけ多くの皆さんが集まれる機会がなかなかないということで、お許しをいただきましたので少し私の考えを申し上げたいと思います。

先ほど須賀会長さんから、この合併についての問題が出ました。私も全くそのことにつきましては異論はございませんが、ただいま松本委員からも出ましたように、皆さんご承知のように、合併の方法は新設であるか併合であるかの2つしかない。私たちは、町民の理解を得て、宇都宮市がいいだろうということでございますから、宇都宮市に向いておるわけでございます。1市3町でございます。そういう中で併合合併を選びました。

ぜひお願いしておきたいことは、議会制度小委員会では今、中間にあるということで、決定はされておられません。決定はこれからなのではしょうが、ぜひ一つお願いしたいことは、今日は宇都宮市の小野里議長さんや山崎元議長さんもおいででございますが、45人と我々3人、3人、1人ということについて、よく考えていただきたい。日本という国は共産主義ではございません、民主主義です。多数決で物事が決まっていくわけです。この合併が成立すれば、法に従って私自身は失職です。そうなったときに、50年に1回の合併です。そして、特例法です。何回も何回もあるわけではないんです、これは。私たちが宇都宮を向いたというのは、私の考えでも何でもありません。アンケートをとったら宇都宮がいいだろうと言ってくれました。私も町民の考えに従わないといけません。そういう中で難しい合併に立ち向かっているわけでございます。その中で在任特例と定数特例等7つの方式がある。私は失職するわけでございますが、この合併が成立すれば、本町の議員の皆さんは52万人の議員になるわけです。まだ経験はございません。議員というものは町民の皆さん、市民の皆さんから選ばれた者です。そういう意味で52万人になる政治というものを勉強してほしい。

もう1点は、小野里議長さんにもお願いしたいのですが、45万人の政治と1万、3万、3万という政治は違います。我々の小さな町村が合併して、その中で、宇都宮市議会議員の皆さんにもぜひ全体の盛り上がりというものを見ていただきたい。

そうということで、議会制度小委員会につきましては、合併の理念だけでやらないでほしい。十分なる議論をお願いしていきたい。そして、大きく申し上げれば、間違いなく10年後には道州制が入ってまいります。北関東3県と福島あたりになるのでしょうか。そのときのこともお考えになって、議員の問題については十分すぎるぐらいの議論をしていただきたいと思うわけでございます。

議長（福田会長）

議会制度小委員会の中で、ただいまの副会長のご意見にも耳を傾けていただきながら、議論を深めていただければと思います。

ほかにございますか。玉生副会長、手塚副会長いかがでしょうか。

手塚副会長

後で……。これから先だんだん重要になるでしょうから、今回はご意見を伺うことといたします。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

それではほかにないようでございますので、第3回「宇都宮地域合併協議会」を終了とさせていただきます。長時間にわたりましてご協議をいただきありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、専門委員会、小委員会はいよいよ核心的な部分に多くの部分がかかってまいります。議論の衝突も1市3町間で多分にあると思います。しかし、議論は大いにしていきたいと思います。小委員会あるいは専門部会で結論が出ないということも項目によってはあるかもしれません。それは、さらに大きな組織の中で検討するということも出てくるでしょうし、すべて合併までに整理されることが望ましいと思いますけれども、しかし、ただいまのお話にもございましたように50年に一度の出来事でございますので、合併後1年かかって整理をするもの、合併後5年かかって整理するものも当然出てくるだろうと思います。ですから宇都宮市としては、すべて我々の意見に従ってくださいということを申し上げるつもりは今後もございませんので、大いに議論をして、地域の特性や文化を生かせるように最大限努力をしてみたいと思っております。くれぐれも「角を矯めて牛を殺してしまう」ことがないように、ぜひ皆さんと一緒に歩んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、新しいまちづくりのためにご尽力をお願い申し上げます。終了といたします。ありがとうございました。

事務局（横松事務局長）

ありがとうございました。以上をもちまして、第３回「宇都宮地域合併協議会」を閉会いたします。

午後３時４０分 閉会